

スマイルケア食について

はじめに

近年日本の人口は1億2,700万人前後で推移していますが、今後大きく減少し、2050年には1億人を下回る見通しとなっています¹⁾、²⁾。一方、日本の65歳以上の高齢者人口の割合は27.8%（2017年）となり、今後も上昇を続け、2025年には30%を超える見込みとなっています²⁾。

高齢者の在宅療養患者のうち、多くの方が栄養状態について問題がある³⁾との報告もあり、適切な栄養補給が求められます。適切な栄養補給を行うための食事として介護食があげられますが、介護食品については多くの方が知っているものの、利用したことがある人は多くないことが指摘されています⁴⁾。

今後、超高齢化社会が更に進むと予測される中で、要介護認定者は増々増加することが見込まれます⁵⁾。このため介護食品の潜在的ニーズは高まり、今後市場は拡大することが予測されています⁶⁾。こうした状況の中、介護食品については、おいしさ、使いやすさ、認知度の向上、供給の拡大などが求められています。

今回は、平成27年12月に規格基準の枠組みが決まり、平成28年2月より「青」マークの運用が開始され、その後、平成28年11月に「黄」及び「赤」マークを含めた識別マークの利用許諾要領が制定され、運用が開始されたスマイルケア食の概要についてご紹介します。

スマイルケア食について

農林水産省は平成25年2月より有識者会議を設け、「新しい介護食品」について検討を重ねてきました。その中で、これまで「介護食品」と呼ばれてきたものの範囲を、嚥むこと・飲み込むことが難しい人向けの食品だけでなく、そういった機能に問題はないものの健康を維持し、活動するために栄養補給を必要とする人向けの食品を含む幅広い領域として捉え直し、新しく枠組みを整備しました。更に、幅広い年齢層の方の利用を想定し、新しい介護食品の愛称を「スマイルケア食」としました。



図-1 スマイルケア食普及推進マーク

嚥むこと・飲み込むことには問題はないものの健康維持上栄養補給を必要とする方向けの食品に「青」マークを、嚥むことに問題がある方向けの食品に「黄」マークを、飲み込むことに問題がある方向けの食品に「赤」マークを表示することとし、利用者が選択しやすい表示としました。固さ等の程度に応じて「黄」マーク表示の食品群は4段階、「赤」マークは3段階に分けられています（図-2 参照）。

スマイルケア食「黄」マーク

「黄」マークを表示することができる食品は、次の①～④に定める規格（そしゃく配慮食品の日本農林規格（平成 28 年 8 月 17 日農林水産省告示第 1568 号）第 3 条から第 6 条に定める規格）に適合するものとして JAS マークが付されているものに限られます。

- ①分類 5 容易にかめる食品 ②分類 4 歯ぐきでつぶせる食品
③分類 3 舌でつぶせる食品 ④分類 2 かまなくてよい食品

「黄」マークは「そしゃく配慮食品」に定める「容易にかめる」等の摂食時の内容物の固さを示す表示に近接した箇所に表示します。



図-4 スマイルケア食「黄」マークの表示例

そしゃく配慮食品について

そしゃく配慮食品とは、「通常の食品に比してそしゃくに要する負担が小さい性状、固さその他の品質を備えた加工食品（乳児用のものを除く）をいう。」と定義されています。

そしゃく配慮食品にはその固さ等の程度に応じて、容易にかめる食品、歯ぐきでつぶせる食品、舌でつぶせる食品、かまなくてよい食品の 4 つの規格が定められています。

スマイルケア食の「黄」マークを表示するには、登録認証機関からそしゃく配慮食品の JAS 認証を取得する必要があります。現在そしゃく配慮食品の登録認証機関は、弊財団並びに一般財団法人食品環境検査協会の 2 機関となっています。

認証取得に際しては、「そしゃく配慮食品についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 28 年 8 月 17 日農林水産省告示第 1569 号）」に適合していることが求められます。これには設備だけでなく、内部規程（いわゆる手順書）類の整備や規定された担当者の配置が必要です。

認証取得のための詳細は登録認証機関にお問い合わせください。

スマイルケア食「赤」マーク

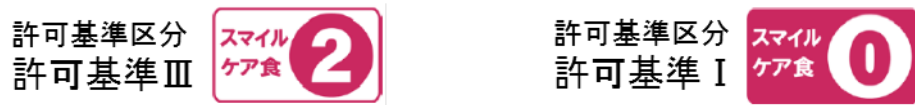
「赤」マークを表示することができる食品は、次の①～③に定める規格（特別用途食品の表示許可等について（平成 28 年 3 月 31 日付け消食表第 221 号）の別添 1 の第 5 の 2 の表 3 に示す規格）を満たし、えん下困難者用食品の表示許可を得たものに限られます。

- ①分類 2 許可基準Ⅲ ②分類 1 許可基準Ⅱ ③分類 0 許可基準Ⅰ

特別用途食品とは、乳児の発育や妊産婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別な用途に用いられる食品です。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

えん下困難者用食品は、食べ物をうまく飲み込めない方でも簡単にえん下ができ、誤えんや窒息を防ぐことを目的とした食品です。

「赤」マークは、「特別用途食品の表示許可等について」に定める許可基準区分の表示に近接した箇所に表示します。



図－5 スマイルケア食「赤」マークの表示例

スマイルケア食マークの利用について

各マークを利用するには、農林水産省より利用許諾を得ることが必要です。申請は農林水産省ホームページより行えます。利用期限は1年となっており、継続して利用する場合は再度申請が必要となります。

なお、JASマークを貼付した商品あるいは特別用途食品の表示許可を受けた食品にスマイルケア食識別マークを表示するかどうかは任意となります。

また、青・黄・赤マークの重複利用は認められていないため、複数のマークの基準を満たす場合にはいずれかのマークを選択して表示することになります。

おわりに

スマイルケア食の制度の運用が始まり、約3年が経過しました。

青マークの利用許諾を受けた商品は100を超えていますが、黄マークあるいは赤マークの利用許諾を受けた商品は数種類にとどまっています。農林水産省はスマイルケア食の普及促進のための6次産業化支援対策、輸出促進に向けたプロジェクトの立ち上げ等普及に努めているところです。

今後スマイルケア食の発展が高齢化社会において適切な栄養補給に貢献するとともに、市場拡大を通じて食品産業の活性化に繋がることが期待されています。

参考資料

- 1) 総務省統計局「人口推計」 <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.html>
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」
http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_gaiyou.pdf
- 3) 国立長寿医療研究センター「平成24年度老人保健健康増進等事業 在宅療養患者の摂食状況・栄養状態の把握に関する調査研究報告書」
http://www.ncgg.go.jp/ncgg-kenkyu/documents/roken/rojinhokoku4_24.pdf
- 4) 井村屋介護食品開発推進協議会「医福食農連携推進環境整備事業 事業報告書(平成27年3月)」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/kaigo/pdf/2_2_imuraya.pdf
- 5) 厚生労働省 第74回社会保障審議会介護保険部会資料 資料1(平成30年7月26日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000338521.pdf>
- 6) 農林物資規格調査会「日本農林規格の制定について－そしゃく配慮食品－(平成28年6月29日)」
http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/h280629_jas_tyou_siryo3.pdf